

児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年九月十一日

秋田県知事 鈴木 健太

秋田県規則第三十六号

児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則（昭和四十八年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章 略 第二章 福祉の保障（<u>第五条―第四十五条</u>） 第三章 事業、里親及び施設（<u>第四十六条―第五十九条</u>） 第四章・第五章 略 附則 （委任） 第二条 略 2 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。 一 二十五 略 二十六 法第三十三条第九項の規定により、引き続き同条第二項の規定による一時保護を行うこと。 二十七 法第三十三条第十三項の規定により、引き続き同条第二項の規定による一時保護を行うこと。 二十八 法第三十三条第十五項の規定により、引き続き一時保護を行うこと。 二十九・三十 略 三十一 法第三十三条第二十二項の規定により、一時保護を行う	目次 第一章 略 第二章 福祉の保障（<u>第五条―第四十七条</u>） 第三章 事業、里親及び施設（<u>第四十八条―第五十九条</u>） 第四章・第五章 略 附則 （委任） 第二条 略 2 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。 一 二十五 略 二十六・二十七 略

ことを委託すること。

三十二、四十二 略

(指定児童福祉司養成施設等の指定の申請等)

第四条 略

2・3 略

4 令第三条の二第五項の規定による法第十三条第三項第二号の指定を受けた施設に関する報告は、別に定める様式による報告書によつてしなければならない。

5・6 略

第二十一条 ・ 第二十二条 略

(指定障害児通所支援事業者の事業の再開 等の届出)

第二十三条

二十八、三十八 略

(指定児童福祉司養成施設等の指定の申請等)

第四条 略

2・3 略

4 令第三条の二第五項の規定による法第十三条第三項第一号の指定を受けた施設に関する報告は、別に定める様式による報告書によつてしなければならない。

5・6 略

(指定障害児通所支援事業者の指定の申請)

第二十一条 法第二十一条の五の三第一項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の申請は、別に定める様式による申請書によつてしなければならない。

(指定障害児通所支援事業者の指定の更新の申請)

第二十二条 法第二十一条の五の十六第一項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の更新の申請は、別に定める様式による申請書によつてしなければならない。

第二十二条の二・第二十二条の三 略

(指定障害児通所支援事業者の指定の変更の申請)

第二十二条の四 法第二十一条の五の二十第一項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の変更の申請は、別に定める様式による申請書によつてしなければならない。

(指定障害児通所支援事業者の届出事項の変更等の届出)

第二十三条 法第二十一条の五の二十第三項の規定による指定障害

2 | |
略 略

(助産の実施の申込み等)

第二十五条 法第二十二條第二項の規定による助産の実施の申込みは、別に定める様式による申込書に課税証明書その他の第六十條第一項の規定により徴収する費用の額を決定するために必要な別に定める書類を添えてしなければならない。

2
↳ 4
略

3 | 2 |
略 略
児通所支援事業者の届出事項の変更の届出は、別に定める様式による届出書によつてしなければならない。

(助産の実施の申込み等)

第二十五条 法第二十二條第二項の規定による助産の実施の申込みは、別に定める様式による申込書に課税証明書その他の第五十七條第一項の規定により徴収する費用の額を決定するために必要な別に定める書類を添えてしなければならない。

2
↳ 4
略

(指定障害児入所施設の指定の申請)

第三十二條 法第二十四條の九第一項の規定による指定障害児入所施設の指定の申請は、別に定める様式による申請書によつてしなければならない。

(指定障害児入所施設の指定の更新の申請)

第三十三條 法第二十四條の十第一項の規定による指定障害児入所施設の指定の更新の申請は、別に定める様式による申請書によつてしなければならない。

(指定障害児入所施設の指定の変更の申請)

第三十三條の二 法第二十四條の十三第一項の規定による指定障害児入所施設の指定の変更の申請は、別に定める様式による申請書によつてしなければならない。

(指定障害児入所施設の届出事項の変更の届出)

第三十四條 法第二十四條の十三第三項の規定による指定障害児入所施設の届出事項の変更の届出は、別に定める様式による届出書

第三十二条～第四十二条 略

(一時保護の通知等)

第四十三条 児童相談所長は、法第三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第二十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条及び第六十条第三項において同じ。）の規定による一時保護を行い、又はその一時保護を解除したときは、その旨を本人又はその保護者及びその者の居住地を所管する福祉事務所長に速やかに通知しなければならない。

2・3 略

第四十四条・第四十五条 略

第三章 略

第四十六条～第五十四条 略

(一時保護委託者の登録の申請)

第五十五条 法第三十四条の二十二第一項の規定による一時保護委託者の登録の申請は、別に定める様式による申請書によってしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款その他の基本約款（登録申請者が個人である場合を除く。）
- 二 法第三十四条の二十二第四項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- 三 一時保護を行う施設の位置図及び平面図

によってしなければならない。

第三十五条～第四十五条 略

(一時保護の通知等)

第四十六条 児童相談所長は、法第三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第二十一項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条及び第六十条第三項において同じ。）の規定による一時保護を行い、又はその一時保護を解除したときは、その旨を本人又はその保護者及びその者の居住地を所管する福祉事務所長に速やかに通知しなければならない。

2・3 略

第四十七条・第四十八条 略

第三章 略

第四十九条～第五十七条 略

四 その他知事が必要と認める書類

(一時保護委託者の登録事項の変更の届出)

第五十六条 法第三十四条の二十三の規定による登録事項の変更の届出は、別に定める様式による届出書に当該変更に係る書類を添えてしなければならない。

(一時保護委託者の登録の消除の申出)

第五十七条 命令第三十六条の五十一の規定による一時保護委託者の登録の消除の申出は、別に定める様式による申出書によつてしなければならない。

別記様式(第39条関係) 略

別記様式(第42条関係) 略

附 則

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第五条第一項の申請は、この規則による改正後の児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則第五十五条の規定の例によるものとする。